

MAFF ナビ いわて

東北農政局 岩手県拠点
令和 7 年 9 月

本紙は、農業や食料に関する情報をデータで提供し、農業関係者から消費者まで、皆さんに農産物の生産・消費に興味を持ち・考えていただく材料として発信しています。

今回は、「環境を考える」をテーマとして、有機農業に関するデータを紹介します。

本紙が、環境について考えるきっかけとなれば幸いです。

1 有機 JAS 認証ほ場の推移

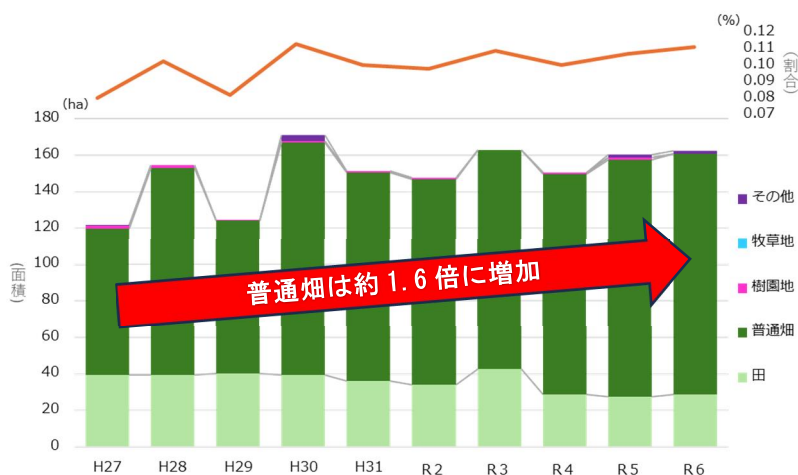
(1) 有機 JAS 認証ほ場（岩手県）

岩手県における有機 JAS 認証ほ場面積は、平成 27 年は 120ha でしたが、令和 6 年には 162ha となりました。

また、田畑別には、田が平成 27 年の 39ha から令和 6 年には 29ha に減少しているものの、畑は平成 27 年の 82ha から令和 6 年に 132ha と、増加傾向で推移しており、この 10 年で 1.6 倍に増加しています（図 1）。

なお、令和 6 年における岩手県の耕地面積に占める割合は、0.11%となっています。

図 1 有機 JAS 認証ほ場面積（地目別）と耕地面積に占める有機 JAS 認証ほ場面積割合の推移（岩手県）



資料：1 農林水産省大臣官房「県別有機認証事業者数」
2 農林水産省統計部「耕地面積調査」

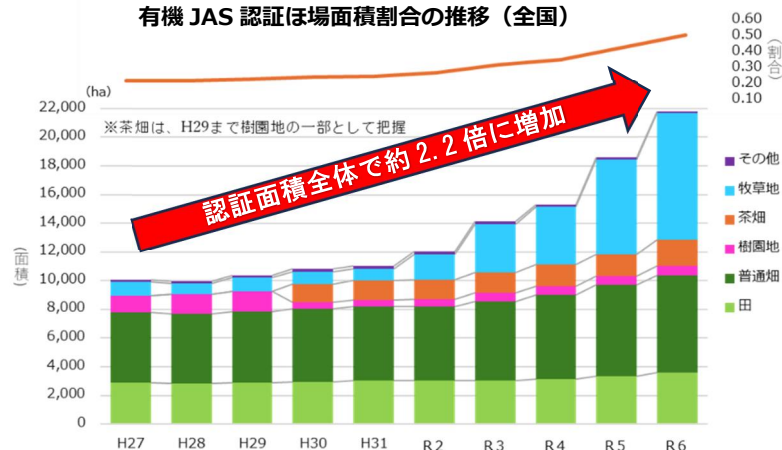
(2) 有機 JAS 認証ほ場（全国）

全国においての有機 JAS 認証ほ場面積は年々拡大しており、平成 27 年の 10,043ha から 10 年後の令和 6 年には 21,815ha と約 2.2 倍に増加しています。

地目別にみると、令和 2 年以降の牧草地での拡大が顕著となっています（図 2）。

また、耕地面積に占める割合は 0.51%となっています。

図 2 有機 JAS 認証ほ場面積（地目別）と耕地面積に占める有機 JAS 認証ほ場面積割合の推移（全国）



資料：1 農林水産省大臣官房「県別有機認証事業者数」
2 農林水産省統計部「耕地面積調査」

【知っていますか？】



← 有機 JAS マーク

有機 JAS 制度は、「有機 JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機 JAS マーク」の使用を認める制度です（資料：農林水産省「有機 JAS 制度について」）。

“有機 JAS”は、（諸外国と同様に）CODEX（コーデックス：食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式となる次の基準を規定しています。

- 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止 など

2 2020 年農林業センサスから見た有機農業の取組状況（岩手県）

岩手県において有機農業に取り組んだ農業経営体数は、2,626 経営体となっています。

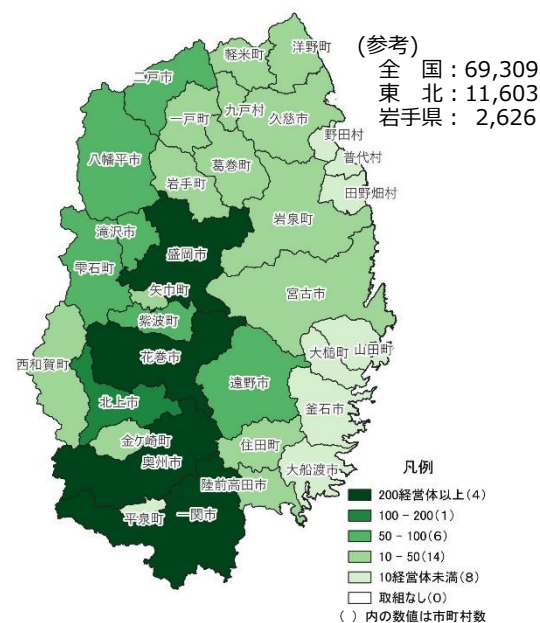
これを市町村別にみると、奥州市が 857 経営体と一番多く、次いで一関市が 354 経営体、花巻市が 284 経営体、盛岡市が 203 経営体、北上市が 137 経営体となっており、この 5 市で 100 経営体を上回っています（図 3）。

また、岩手県において有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積は、4,958ha となっています。

これを作付（栽培）面積上位 10 市町村を作目別にみると、奥州市や花巻市など 8 市町では水稻の取組が多くなっていますが、岩手町では野菜、洋野町ではその他の割合が高くなっています（図 4）。

なお、経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の割合を市町村別にみると、洋野町 11.3%、奥州市 9.7%、西和賀町 5.5%、陸前高田市 5.2%、北上市 5.1%と、3 市 2 町で 5 %以上となっています（図 5）。

図 3 有機農業に取り組んだ経営体数（市町村別）



資料：農林水産省「2020 年農林業センサス」（図 5 まで同じ）

図 4 有機農業に取り組んだ作目別作付（栽培）面積（上位 10 市町村）

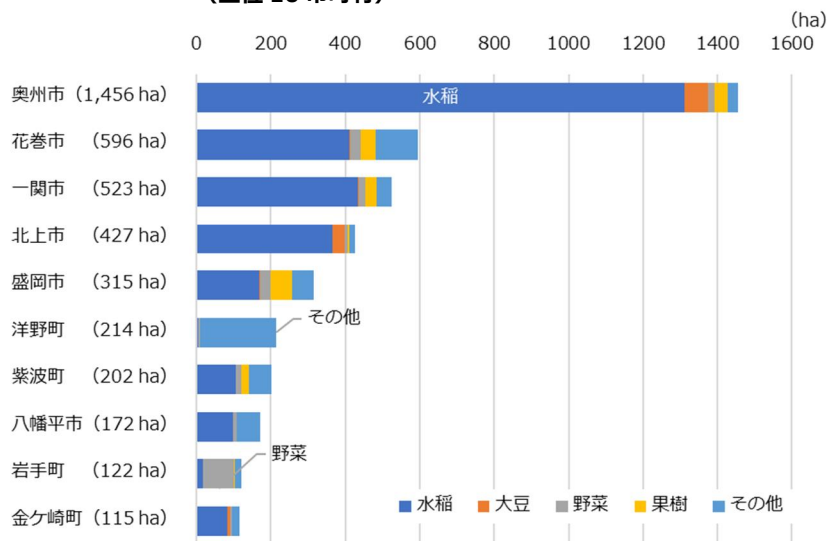
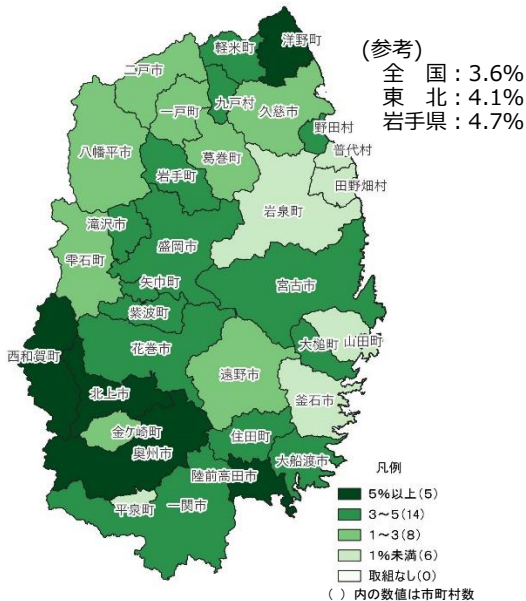


図 5 経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積割合（市町村別）



<留意点> （有機 JAS と“農林業センサス”における有機農業の定義には違いがあります。）

農林業センサスでは、有機 JAS の認証を受けていない場合でも該当します（具体的には、以下のとおり）

農林業センサスは、農業経営体の所在地（県、市町村、農業集落等）ごとに集計した“属人調査”結果となっています。

また、調査対象となった農業経営体が回答（自計申告）した結果であり、現地確認したものではありません。

“2020 年農林業センサス”における“有機農業”とは、『化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含みません。なお、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない方でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業に該当します。なお、販売を目的とせず自給用のみに作付けた（栽培した）場合は、含めません。』と定義されています。

ただし、農林業センサス調査において有機農業に取り組んだ農業経営体を対象に実施した「令和 3 年度有機農業等の取組に関する意識・意向調査」において、有機農業の取組が一番大きい作目で使用している全ての資材を聞いたところ、化学肥料、化学合成農薬、生物農薬等の資材を使用したとの回答が相当数あったことから、実際には減化学肥料、減農薬栽培に取り組んでいる農業経営体が、農林業センサス調査において有機農業に取り組んでいると回答した可能性があるものを含んだ数値であることに留意する必要があります。

3 特別栽培（農産物） 【安全・環境に配慮した取組】

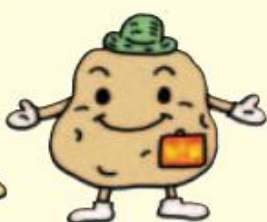
これまで“有機農業”について見てきましたが、食品の安全に加え環境保全等に配慮した農産物生産への取組に、“特別栽培”があります（「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（最新：平成 19 年 3 月 23 日改正）」）。「有機栽培」は化学農薬・化学肥料を使用しないことが原則として挙げられていますが、「特別栽培」の場合は、化学農薬・化学肥料を減らすことが目的となっています。

また「有機栽培」は CODEX（国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）合同の食品企画委員会）の表示に基づいた原則や、認証システムが組まれていますが、「特別栽培」には国際的な取組がありません。

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、

節減対象農薬※の使用回数が50%以下
化学肥料の窒素成分量が50%以下 } で栽培された農産物です。



節減対象農薬と化学肥料双方の節減が必要です。
なお、節減対象農薬を使用しなかった場合、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」との表示になります。

有機農産物とは、種まき前2年以上、栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料を使用しないで栽培された農産物です。

資料：農林水産省「特別栽培農産物改正表示ガイドライン」

実際の現場において、「より良い農産物を提供したい」、「農薬・肥料などのコスト削減」、「環境負荷を少なくしたい」など、生産者の意識は高いものの、「栽培管理や手間がかかる」、「人手が足りない」など、有機 JAS 認証は農業全体における課題と同様となっています（資料：農林水産省「有機農業をめぐる事情について（令和 7 年 6 月）」）。

他方、特別栽培については認証手続きを要するものの、作付（栽培）期間の把握のみとなることから、輪作している田を含めた取組も容易になるほか、一定の化学肥料及び農薬が使用できることで労力を節約できるとともに、収量も安定してくることからより取組やすい状況が考えられます。将来的には減農薬から無農薬へ、特別栽培から有機栽培へのステップアップにつながることを期待されます。

4 有機農業・有機食品に関する消費者意識調査の結果（令和 5 年度）

有機農業（食品）についての消費者意識調査については、本「MAFF ナビ いわて（令和 7 年 1 月号）」で取り上げたところですが、有機（オーガニック）について、認知度は9割と高い結果となっているものの、有機農業（農産物）が環境に配慮した生産となっていることについての認知度が3割と低い結果でした。有機農業（農産物）が“環境にやさしい”ということについて、もっと情報発信の必要があるところです。

図6 「有機」「オーガニック」の認知度（東北）

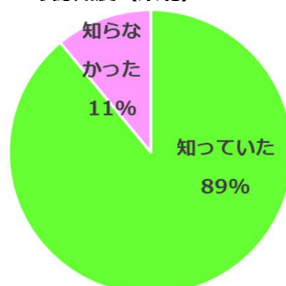
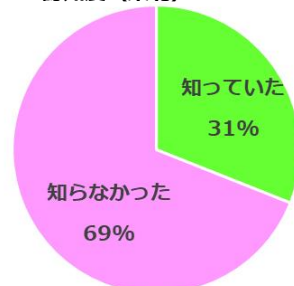


図7 環境への影響に対する認知度（東北）



資料：有機農業・有機食品に関する消費者意識等（令和 5 年 12 月）

注意

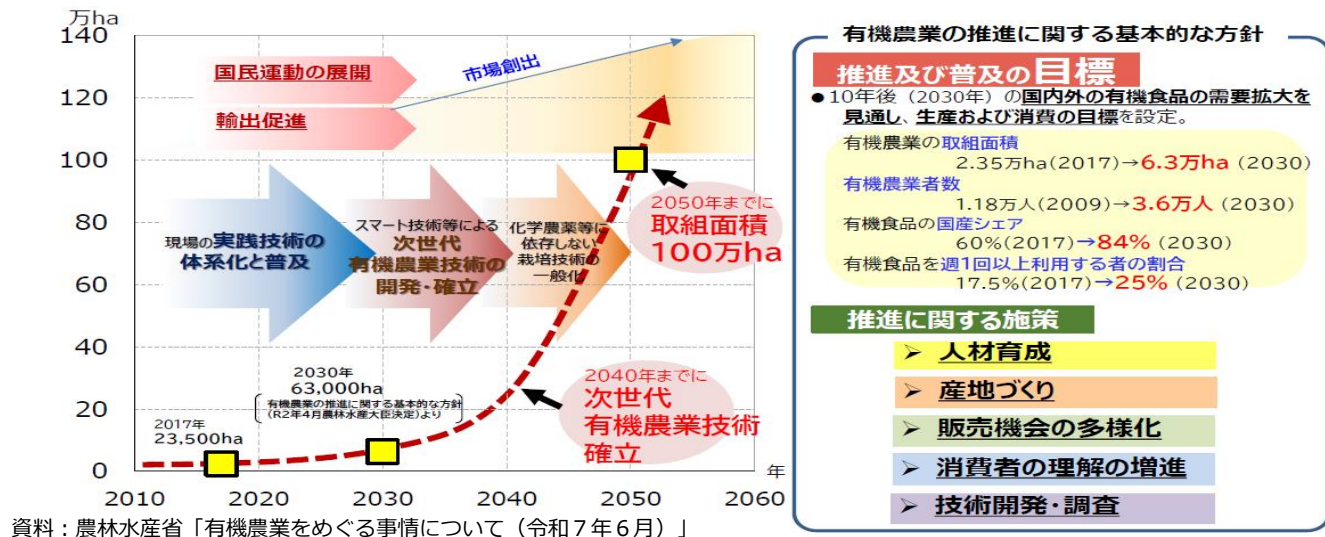
環境負荷については、“有機”に加え“特別栽培”も一定の栽培方法に基づいて生産していますので、購入の際に検討してみてください。なお、岩手県の“特別栽培農産物認証制度における認証マーク（右図）についても意識していただけると幸いです。



5 有機農業の取組の拡大（「みどりの食料システム戦略」より）

農林水産省では、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その実現に向けて環境負荷低減に取り組んでいるところです。「みどりの食料システム戦略」の中では2050年までに目指す姿として、耕地面積に占める有機農業（国際的に行われている取組水準）その面積を25%（100万haに拡大することを目指しており、中間目標としてKPI2030年目標を6万3,000haとしています。

図8 有機農業の取組の拡大



◇ みどり認定（「みどりの食料システム法」に基づく生産者の認定）の状況

「みどりの食料システム戦略」の着実な進展に向け、「**みどり認定**」（環境負荷低減に取り組む農林漁業者を認定する）制度があります。

岩手県では約3,800名のグループ認定があり、認定取得者数が大幅に増えたことから令和7年8月末現在で3,906の認定者数（経営体数）と、全国で第2位となっています。

みどり認定の申請については、岩手県広域振興局農政（林）部又は農林振興センターに御相談ください。

詳細はこちら →



表1 みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況※（上位5県）

区 分	認定者数（経営体数）
1 福井県	11,096
2 岩手県	3,906
3 熊本県	1,781
4 宮城県	1,759
5 愛媛県	1,272
全 国	30,367

資料：農林水産省「みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況（令和7年8月末）」を基に東北農政局岩手県拠点で作成。

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

・農林水産・食品については、生命（いのち）支える「食」として、安全を第一に生産から流通、そして消費に至るあらゆる段階で留意していく必要がありますが、農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

・本紙は、有機農業の必要性、取組の現状及び今後向かうべき方向について、消費・生産それぞれの方々が考えるきっかけとしてご活用いただければ幸いです。

～ ご案内 ～

<みどりの食料システム戦略>

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」に取り組んでいます。

農林水産省 URL

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyoe/seisaku/midori/index.html>

当拠点では、農林水産データの活用支援を行っています。遠慮なくご相談ください。

東北農政局岩手県拠点
岩手県盛岡市盛岡駅前北通1-10
019-624-1125

MAFF